

「議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たっての留意事項」の
一部改正案に寄せられたご意見と当協会の考え方

平成 22 年 3 月 18 日
社団法人 投資信託協会

No	ご意見の内容	当協会の考え方
その他の留意事項(1)開示について②		
1	<p>「その他の必要事項」とは何を想定しているのか具体的に例示列举してもらいたい。</p>	<p>特に具体的に想定しているものはありませんが、例えば、定期的の開示項目の見直しを行うことを考えている場合に当該見直しに関する考え方を社内規定に盛り込むことなどが考えられます。</p>
2	<p>「原則として 5 月及び 6 月」に開催された株主総会における議決権行使の結果が開示対象とのことですが、あくまでも「原則として」であり、開示対象期間は各社の取り決めも可という理解でよいでしょうか。当社では「前年 7 月から 6 月」に開催された株主総会の行使結果の開示をすでに行っており、問題なければ従来どおり 1 年分の行使結果の開示としたいと考えております。</p>	<p>原則として 5 月及び 6 月としているのは、最低限各社が実施すべきものとして定めておりますので、1 年分の行使結果を開示することは問題ないと考えます。</p> <p>なお、協会で実施するアンケート調査は、原則として 5 月及び 6 月の行使結果を対象とする予定でおりますのでご了承下さい。</p>
3	<p>「8 月末を目途に開示する」とのことですが、集計作業の遅れやミス等により、8 月末以降に開示した場合や、データの誤りが後日発覚した場合、「定款の施行に関する規則」第 9 条第 1 項第 21 号に定める協会規則違反に関する報告対象となりますでしょうか。</p> <p>例えば、やむを得ず遅れる場合は 8 月末以降可能な限り速やかに開示する、開示後にデータの誤りが発覚した場合には開示データを訂正する、など各社で適切に対応していれば、当該遅れやミスに恣意性や作為性がない限りにおいては、報告対象とまで</p>	<p>協会規則違反に該当するかどうかについては、個別事例毎に実態を踏まえて判断されるべきものであると考えます。</p> <p>なお、「8 月末を目途に開示する」の規定は、各社における開示時期の目標を示すためのものです。</p>

No	ご意見の内容	当協会の考え方
	はならないという理解でよいでしょうか。	
4	集計の開示は「8月末目途」となっていますが、報告件数・内容がより複雑になる可能性もあること、6月に株主総会の9割が集中していることを鑑みると、8月中は暫定的な集計結果を公表し、その後一定期間内に最終版を公表することを許容していただきたい。	No. 3の「当協会の考え方」をご参照下さい。
5	開示期間は、1年という理解でよいでしょうか。つまり、ホームページに掲載して開示する場合には、毎年8月に最新版を掲載し、前年分と差替えるということで問題ないでしょうか。	ご認識通りであると考えます。
議決権の指図行使結果の開示項目例		
6	開示する項目を貴協会で一律に定められる場合には、「その他の会社提案」に何が含まれるのかといった、項目毎にそれぞれの内訳を明確にして示していただきたいと思えます(買収防衛策の該当箇所等)。	開示項目例は、各社で開示項目を定める際の参考として利用していただくためのものです。 各社において、当該開示項目例を参考として、開示項目等をあらかじめ社内規定に定めていただくこととなります。
7	「開示する項目その他の必要事項をあらかじめ社内規定に定め、」とあるが、開示項目については今次協会ルールの改正に反映されており、また当社は既に議決権行使の原則をHP上に掲げて行使の方針を明らかにしていることから、あらためて開示項目について社内規定に定める必要は無いと考える。「あらかじめ社内規定に定め」の部分を削除願いたい。	No. 6の「当協会の考え方」をご参照下さい。
8	行使結果の集計は、①投資先企業ベースで行うべきか、②各投信ファンド毎に集計したうえで合算するべきか、③それとも、こうした部分も含めて、各社が定める規定(開示方針)に委ねられるのか? <質問の背景>	ご質問の主旨が必ずしも明確ではありませんが、基本は投資信託会社として実施した行使結果を議案ベースで集計することを想定しております。 なお、不統一行使が生じた場合につきましては、No.13の当協会の考え方をご参

No	ご意見の内容	当協会の考え方
	<p>①の場合、仮にファンド毎の異なる制約等により、各ファンド間で異なる判断がなされた場合に不都合が生じることとなる。</p> <p>②の場合は、一つの企業が何度もカウントされることとなり、表面的な数字が膨大になり、ミスリーディングである。以上から、</p> <p>③自らのガイドラインに沿って判断した案件につき、投資先企業ベースで集計するのが、妥当であろうと考えるため、この点を明記してほしい。</p>	<p>照下さい。</p>
<p>議決権の指図行使結果の開示項目例</p>		
9	<p>再委託先による判断結果を自社の判断結果と一緒に集計した場合、集計値が示す意味合いが曖昧化する恐れがあることから、再委託先による判断など、自社の判断基準に基づかないものは、集計対象外とすることができる旨を明示すべきだと考える。</p>	<p>運用会社における議決権指図行使の判断基準に沿った行使を行うよう努力していただくことが前提だと考えますが、議決権の指図行使を再委託する場合等により当該判断基準に基づかない指図行使が行われた場合には、集計対象外とすることができると思います。</p>
10	<p>取締役および監査役選任案は議案ベースと候補者ベースと二パターンでの集計が可能です。顧客によって両方求められる場合がありますが、協会規則に基づく開示は、当社の判断で一貫して同じ集計方法を用いてもよいか確認したい。</p>	<p>基本は議案ベースでの集計を想定しておりますが、より詳細レベルの集計を行うかどうかにつきましては、個別の事例毎の実態を踏まえてご判断いただきたいと思います。</p> <p>なお、集計内容については、適宜、注記等を付加することが望ましいと考えます。</p>
11	<p>役員賞与支給などは、「⑥役員報酬額改定の項目として捉え、⑥として集計する」、「⑩その他の会社提案に含む」のどちらの方法を取るのかどうか確認したい。</p>	<p>開示項目例は、各社で開示項目を定める際の参考として利用していただくためのものです。</p> <p>なお、開示項目例における集計方法としては、「役員報酬額改定」として集計していただくのが宜しいのではないかと考えます。</p>
12	<p>買収防衛策、自己株式取得等については、集計項目に記載がないことから、これらはいずれも「その他の会社提案」にまとめて</p>	<p>開示項目例は、各社で開示項目を定める際の参考として利用していただくためのものです。</p>

No	ご意見の内容	当協会の考え方
	よいか確認したい。	なお、開示項目例における集計方法としては、ご認識通りであると考えます。
13	何らかの事情でひとつの銘柄について不統一行使が生じた場合に議案数・賛否の数はどのようにカウントするかご教示頂きたい。	個別の事例について実態を踏まえて判断すべき事項であると考えますが、例えば、議案Aについて賛成と反対が各1件あった場合は、議案数を2、賛成、反対に夫々1件追加することや議案数、賛成、反対件数共に外数として注記すること等の方法が考えられます。
14	先般、改正された日本証券投資顧問業協会による「投資一任契約に係る議決権等行使指図の適切な行使について」の別紙では「j.その他会社提案(*2)」の内容が、「自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、買収防衛策（上記a～iの議案を除く）等」となっている。一方、これまで、貴協会宛てに報告してきた「その他会社提案*3」の内容は「自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、補欠監査役選任等」となっている。議案項目の分類については両協会で差異はないものと理解しているが、その通りであれば、貴協会あての報告フォーム等における表記もそれを反映して頂きたい。	<p>貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、アンケートにつきましては、今後も継続する予定でおりますが、今般の改正を踏まえ、集計内容や集計方法について見直しを行う予定でおります。</p>
13	弊社では「議決権行使の指図行使に係る規程を作成するに当たっての留意事項」1.(3)にあるスクリーニング基準を採用しております。このため各議案毎に精査せずにスクリーニング基準に基づいて一律判断する銘柄も存在しています。故に開示に際しては、スクリーニング基準に基づき一律に判断した銘柄については、その銘柄数、賛成・反対の別は開示するものの、議案別	スクリーニング基準に基づく行使結果につきましても、それ以外の行使結果と同様に開示すべきであると考えます。

No	ご意見の内容	当協会の考え方
	<p>の開示対象からは除きたいと考えておりますが、そのような取扱いも可能であるかを確認いたしたく存じます。</p>	
その他		
15	<p>これまで提出をさせていただいておりました、議決権行使結果アンケートの提出を、開示制度の開始以降は廃止していただきたいと思っております。</p>	<p>従前より行っている議決権行使結果アンケートについては、今後も継続する予定でおります。ただし、今般の改正を踏まえ、集計内容や集計方法について見直しを行う予定でおります。</p>

(貴重なご意見をいただき有難うございました。)